

朝鮮の「倭寇」(下)

文學博士 三浦 周 行

五

朝鮮の所謂倭寇に對する海陸の軍備は縦ひ豫期以上の効果を收めたりとするも、未だ以て倭寇の勦滅を期し得べきにあらず。故に朝鮮は一面軍事上の施設を怠らざると共に、他面外交上の手段に依りて倭寇の綏撫懷柔を圖るの望を絶たざりしなり。

朝鮮は對馬が倭寇の巢窟たりしも、もと其慶尙道の一屬島なれば、これを伐つは日本と交渉を要せずとなし、我將軍(日本國王 大小名 諸鎮)等に對しては初めより毫も他意なかりしを以て、征對の結果、一時日本との交通杜絶せるを見、又戦後

宗貞盛の使仇里安が屬島説を否認して、對馬島日本邊境、攻對馬島是攻本國也といへるを聞くも、尙ほ悟らず、却て宗氏は朝鮮が日本を征討すと造言して兩國の釁を開かんとするものとせり。故に將軍義持を始め九州、中國等の大小名等も相次いでさりげなく交を修し、一言も對馬來寇の事に言及せず、朝鮮の彼等に對する態度は表面戰前と戦後とに依つて些の變化を見ざりしなり。

戦後對馬に對する善後策如何は朝鮮の一大深憂たりき。朝鮮との斷交に依りて對馬の被るべき經濟上の打撃は殆ど致命傷ともいふべかりしが、其最初使臣を通じて平和的交渉を開始せるものは宗

氏にあらずして却て朝鮮にてありしなり。初、衆議を排して東征を斷せし上王(太宗)も、是に至りては左議政朴訥の再征の議を斥けて貞盛に勸降書を致さしめたり。其の後貞盛が降を乞ひ印信を求めたりとの復命に接せりといふも疑ふべく、縦しざる書ありたりとするも、前後の事情より推せば起草者が貞盛の旨を矯めしものと見るの外なし。宗氏世系私記に、此頃武士不知文字、唯使釋氏作文書、不知其書法之以若何也、若事遲滯則歸罪於釋氏之不能、故不得已而卑詞、以諂事於彼也といへるはさもあるべし。世宗も貞盛の敢て來らざるを見て其誠意を疑ひ、宗氏の保護者たりし少貳滿貞が日本回禮使宋希璫一行に向つて、朝鮮の沿海數邑を屠つて甘心せんと告げ、貞茂の弟熊壽も亦交を絶つの意を洩らせりと聞きて、貞盛の贈りし土宜を却け、其使を薄待し、更に許稠をして九州

探顯澁川義俊に復書を致さしめて其同情を求め、其後又熊壽の文契を受けて來れる我商船五隻に至れりと聞いて、熊壽絶交の言或は傳聞の誤ならんか疑ひしは、何れも朝鮮君臣の煩悶懊惱を語るものにあらざるはなし。宗氏にありても、新に貞茂を喪ひて貞盛(都々熊九)尙ほ幼なりし時、圖らずも朝鮮の大舉襲撃に遭ひ、主従其舉措を失ひ、戦後も鬼胎を懷きつゝありし時なれば、彼等の言語、文章もおのづから常軌を逸せるものありしなるべく、獨り朝鮮を責むべきにはあらず。

爾來四五年にして兩者の感情稍安靜を得、略意志の疏通を見たれば、六年には宗氏の屢請うて其目的を達し得ざりし俘虜を送還せんが爲め、朝鮮みづから船を發して護送するに至り、兩者の交通表面舊に復せり。然れどもこれを戦前に比すれば其間さながら一大溝渠の穿たれたるの觀あり、戦

前放縱に流れ、寛大に失せし状態は戦後に至り、種々の制限を受けて次第に整理の緒に就きたりしを見るべし。

由來朝鮮が邦人の渡航貿易を許せるは修好の意にあらずして、彼等の來寇を防がんが爲め不利を忍ぶの已むを得ざるに出でしものなり。太宗の十四年七月、將軍義持の大藏經版を求めし時、鄭擢が、日本使節の往來は佛法を求めん爲めなれば、これを贈れば復來らざらん恐れありといひしに、太宗の只要不侵我境、不須通使といへるが如き。又同十六年八月、我使臣の贈るところ、其土宜にあらずば明より掠めたるものなるべきを以て、これを斥けんとし、又我使臣及び商人が明の物を盗んで朝鮮に賣り衣食の資に充つと看做して、明の物産の貿易るを禁せんことせしも、朴訔の接中國之盜與買中國之物何擇焉、殿下優接倭使無他、爲沿海

民也、既接中國之盜、許買中國之物、於外方何害、この議を容れてこれを咎めざること、せるが如き何れも此間の消息を傳ふるものにして、彼等の眼に映せる日本客人乃至與利倭人は皆海賊の面を革めたるものに外ならざりしなり。

されば我大小名等の人を遣して朝鮮の圖書を求むるものにはこれを與へ、其來れるものには過海糧を給し、少許の方物を贈れるものにも、多額の米若しくば布を給したれば、中には其藥材の如き用に堪へざるもの多かりしに拘らず報賜の厚からんことを求め、容れられざれば則ち怒る。されば僅に一刀を贈れるものすら使臣と稱して、其賣らせる物貨を賣買せんことを求め、彼等の往來の爲めに各驛の吏民は奔走を餘儀なくせらるゝ爲め、農民の如きも其生業を廢するに至りしに、彼等の京師に入るや、禮曹に赴きて自家の功を論じ、給

與の多きを争ひ、若し意の如くならざれば亦奴號叱咤せり、故に朝鮮の彼等に支給するもの年額多きは一萬餘石に上り、宗氏に對して慶尙道の米粟を運ぶこと毎年凡そ數萬餘石なりしといふ。當時商船の朝鮮に渡航するもの到る處の各浦に散泊し、殊に慶尙道に於ける沿海の洲郡は土地肥沃にして人口稠密なりしより我貿易船の來舶するもの一時數十隻に及びしが、彼等商人は商品の賣行少き時は民家に入りて強賣するものあり。然るに朝鮮は邦人の來附せるものには或は官職を授けて、王宮に宿衛せしめ、或は京師及び州郡に雜居せしめ又買うて奴婢となし、ものも其數世を逐うて多かりき。

されば太宗の頃に至りては漸く是等の情弊に着目してこれが矯正を圖ることとなり、貿易船の來舶に對しては七年八月、議政府の議を容れて、一

定の碇泊處を設け、沿海各官の倉庫に米豆を陳列して時價に依り魚鹽に代へしめ、我船を還したる後、魚鹽は官船に載せて洛東江に回航し、人民の希望に任せて交易せしむることせり。太宗の十年には我邦人の買はれて奴婢となれるもの、慶尙道のみにも殆んど二千に近く、同十六年には邦人の京師にあるもの百餘人に達せしより、其將來の禍根を殘さんことを慮りて、前者は自後邦人を買取つて奴婢となすを禁じ、後者は各道に分置して農業に従事せしめたり。太宗が隱忍決せざりし東征を斷行せしは、其意根本的に是等の弊竇を絶たんとせるものに外ならず。

加之朝鮮は多年退嬰保守の結果、海外の事情に疎く、我國情に暗かりしこと寧ろ憐れむに堪へたりしが、戦後幕府に對する日本通信使(回禮使)の往來相次ぎ、敬差官、體察使(對馬)招撫官(壹岐)の對

馬、壹岐に遣さるゝもの亦多く、是等使臣の報告は次第に我真相を傳へ、此方面よりして從來の蒙を啓き其御倭と稱する對日政策に貢獻せしこと決して鮮少なりとせず。今其李氏實錄に見わたるものより一二を抄出せんに、世宗の二年（我應永二十七年）十月我國より歸りし日本國回禮使通事尹仁甫の復命中、

國無府庫、只今宮人支持、又有人、密言其王宮無體面、不欲示之、故不令入都也、其御所每歷諸寺修齋、以此爲事、命令只行於近都地面而已、土地皆瓜分於強宗、每事依違而已、といへるは我史籍に載せざる將軍の側面觀たり。特に同十一年、我永享元年十二月、日本通信使朴

瑞生の我海賊の分布及び其所屬に關する報告の觀るべきものあるは既記を経たるが、彼れは又我將軍及びこれに對する外交についても眞率なる所見

を披陳して曰く、

大抵其俗不知禮義、小不合意、不顧其身、雖御所之命、拒而不從、由此觀之、修好御所、雖爲交隣之道、而於禁賊之策猶緩也、且日本有所求則遣使請之、如無所求雖賀新弔舊之大節、漫不致禮、今臣等奉命而至、接待亦不以禮、恐因其國舊史所書而然也、願自今國家不得已之事、及報聘外、不許遣使、而於上項諸島之主、厚往薄來、以悅其心、間或遣使、敦諭至意、以爲禁賊之策。

同二十六年（我文安元年）三月壹岐より歸れる招撫官姜勸善の報告は更に一層具體的に此方面に於ける我國狀を詳らかにせり。

自博多至于大内殿倭人所居稠密、土地肥饒、專務農業、興販爲生、歸心我國、略無作賊之虞、對馬一岐上松浦等地人居蕭條、土地褊小、

且甚増薄、不事農業、未免饑餓、恣行作賊、其心奸暴、然對馬一岐兩島、海賊經由之地、若我待之以禮、養之以厚加於前日、則賊徒悉皆順服矣、若呼子押打志佐志等、彼此隔遠、難以通信、日本國王之令、亦有所不及、居於其中、妄自尊大、肆其暴惡、然咸願受圖書歸順我朝、請與此島主等依舊交通、往々給與糧料、仍給圖書以備不虞、

是等は何れも皆期せずして我將軍の威信の國內に失墜せるを言明せるものなり。其中日本が求むるところある時のみ使を遣すといへるは當年に於ける日鮮外交の實情を喝破せるもの、蔭涼軒日錄長享二年三月三十日の條に、堅首座の談として、朝鮮の一禮曹が彼れに向つて、自日本有音信者、有所求則渡船非通好、以後無所求而通好可然云々と語れる由見わたると同意なり。既に將軍の政令遠

く覃はず、威力部下を壓するに足らざるを知るに於ては物質的にも損失の多かりし外交を繼續するの好ましからざるや言ふ迄もなし。爾來朝鮮は交隣の誼として尙ほ使臣の往來を絶たざりしも、將軍に向つて海賊の禁遏を求むるが如き昔日の愚を再びせざることゝなり、世宗の六年日本國回禮使朴安臣を派遣するに當りても、一世に一再を過ぎざるべきの議あり、これより朝鮮は我國内の實力ある諸島主特に宗氏の如きに其注意を傾注することゝはなりしなり。

六

戰後朝鮮が日本側の亂脈なる交通状態を更新せんごせしは、世宗の元年冬九州探題澁川道鎮に對して試みられし交渉を以て其第一着手とすべきが如し。我九州探題は自他共に九州都元帥、九州總管、九州節度使杯と稱せるものにして、朝鮮とは

交通最も親密なりき。是時に當りて鎮西諸國の大少貳、松浦以下の守護、大小名等各其自主的能力を小名等は互に競うて使臣を朝鮮に遣し好を修せんことを求めたり。これ朝鮮の煩に堪へざりしころなり。是に於て朝鮮は禮曹をして書を道鎮に致さしめたりしが、其要旨は九州境内諸州太守私自遣人似無體統、如有遣人行禮者、心受總管公書信以來、方許禮對、今後有欲行禮者、公宜照依前書施行、以嚴體統といふにありき。これに據れば九州の大小名等の朝鮮と交通するには必ず九州探題の書契を受くるを要し、從來の如く任意に使人を遣すを許されざるを以て、其間一定の取締も行はるべく、所謂體統を嚴にすることを得べしと思惟したりしなり。然るにこは九州境内皆是總管麾下(禮曹の平滿景に對する復書の語)との前提に基く事ながら、當時に於ける九州探題の實權は然かく強大なるものにあらずして、大友、島津、菊池、

發揮し探題の節制を受くるを甘んぜざりしなり。これ偶朝鮮の我政局に暗きを表白するものと謂ふべし。されば九州探題は禮曹の通告を受くるも、これを履行するの實力なかりしを以て折角の改革案も自然消滅に歸するの外なかりしなり。世宗の六年日本回禮使朴安臣が義俊に向つて使人と商人と其符驗を別にせんことを交渉し、義俊これに同意して、自後毎年春節と秋節とに各一使人を送り、其他緊要の事あるにあらずれば使人を遣さずといへるも、もとより實行せられしとは見えず。此不成功に反して、多大の効果を收めしものは宗氏に對する同一の政策とす。抑々對馬が慶尙道の屬島たりしといふは事實にあらずとすも、國內には耕地に乏しく、人民は農業を治むること能はざるより、南鮮地方の諸浦、諸島に赴きて耕田、

捕魚、煮鹽、採菴、和賣(貿易)等の事に従ひ、窮餘盜竊をも辭せず、宗氏は其守護代より守護に至るの間永く對馬に住し、(定宗元年七月貞茂の書に五十年前、吾祖曾爲此地之宰日、不敢有負貴國鴻恩之意と見ゆ)貞茂の時、朝鮮に對して頗る恭順の態度を取り、みづから刑部侍郎等の官を受け、其臣平道全を代官として王廷に出仕せしめたりしのみならず、將軍其他の大小名等と共に我海賊の朝鮮を侵すを抑止せるの功亦少しとせざりき。後者は彼れの禁賊と稱して、特に徳とせるところ、應永二十五年貞茂の歿せし時太宗李藝を遣して賄を贈らしめしが、これ實に威行諸島、向慕國家、禁制群盜、使不得侵邊境の功に報いしものなり。而かも倭寇の淵藪たる三島の隨一として、一たび其反感を買へば、何時侵擾せらるゝことなきを保し難し。故に朝鮮は宗氏に對して百方歡心を結ば

んとし、從來毎年朝鮮より宗氏に給せる所謂歲賜米は年に依り三百石、五百石等一定せざりしを、世宗の十年(我正長元年)改めて二百石とし、凶歲等に乞索するところあれば曲げてこれに従つて多くの物資を供給し其窮乏を賑し、みづから國家撫恤無異我民と稱して、永く好感を維がんことを務め又其宗族、家臣を厚遇するは勿論、人民の海賊を業とすものは賊首と稱して特に護軍の職に叙し、尙ほ衣服笠靴を給するを例とせり。然れども朝鮮は未だ宗氏に向つて何等特別任務を負擔せしめんと試みたることなかりしが、戦後一面對馬に於ける海賊殄滅の目的の容易に達し難く、他面其卷土來降も實行至難なるを看取し、こゝに別途の宗氏利用法を案出するに至りぬ。世宗の元年九月、王が左右と宗氏の善後策を講ずるに當り、禮曹判書許稠は日本使臣の入京に關する弊害を説明せる

後、貞盛及び宗俊等の書契を賚し來れるものゝみを接待し、其賣買せる財貨をみづから他に運送するを許すべきも、藤次郎等の使人は接待を許すべからずとの議を立てしが、王は若し宗氏と交迎せば卿の言の如くするも可ならんといへりといふ。

然るに明年(二年)正月許稠の貞盛に對する復書に近來足下所官代管萬戶各自遣人奉書來欸、其誠雖至、甚乖體統、自今須得足下所親署書契以來、方許禮接、其印文曰、宗氏都都熊瓦、と見わたり。

こは單に對馬の管内に止りて未だ他に及ばず。且つ對馬が慶尙道に隸するを以て自今啓稟すべき事あらば、本道の觀察使に呈報すべく、直接に禮曹に呈すべからずといへるが如き、宗氏の満足を買ふに由なかりしなり。營にこれのみならず、戦前に於ては對馬島民の各浦に赴て魚鹽の賣買をなすを許されしもの、戦後は乃而、富山の二浦に限ら

れ、戦前一朔の過海糧を給せられしもの、戦後は唯十日の料を給するのみとなれり。されば對馬島民の利益も勢ひ戦前の如くなること能はず、戦後通交を復せし後尙ほ此事あるは宗氏及び島民の共に不満とするところにてありき。

從來朝鮮は對邦人綏撫策上これに圖書を濫授し父死すれば千これを還納して改め受くるを例とせり是に於て朝鮮の給せる圖書と宗氏の文引との効力如何は問題とならざるを得ず。世宗の十七年(我永享七年)九月貞盛の使を遣して朝鮮に告ぐるに、宗彦七、同茂直等は皆朝鮮の圖書を受くるも、宗氏の文引なくば接待を許さざらんことを以てせり。是文引なきものは私交と看做さるべければなり。是より先き、世宗の八年(我應永三十三年)對馬に往復すること既に十六回に及んで、其事情に精通せる大護軍李藝の石見州對馬島賜物管押使として

派遣せられし時、貞盛彼れに依りて我使船及び商船には必ず路引を給し、これなきものは接待せざらんことを請ひしが、同廿年(我永享十年)僉知中樞院事李藝は更に對馬に派遣せられて、貞盛と文引に關する定約を締結せり。これに據れば、對馬の宗彦七、同彦次郎、同茂直、早田六郎次郎、壹岐の志佐、佐志、九州の田平、大友、島津其他石見

したりしが、こは皆前年の定約に載せざるところなれば、必ずしも對手の如何に依りてみづから宗氏との定約を破りしものと解すべからず。當時我大小名の使人は勿論商人の朝鮮に往來するものは依然として宗氏の文引を受くるを要したり。而してこの定約には別に密約あり、文宗實錄二年七月丙午の條に、

(長濱、周布等)諸國の使送人は自後貞盛の文引なきものは接待を許さるることとなり、貞盛の申請は容れられて、宗氏の文引の有効範圍こゝに擴張

凡來朝我國者、必受貞盛圖書、國家與貞盛密約、凡求請切要者、三著圖書、次則二著、不

せられ、我朝鮮貿易に於ける宗氏の地位を著しく向上せしめたりしなり。明年二月禮曹の呈啓に依りて、將軍(日本國王)斯波管領武衛大内、菊池の諸氏を始め、嘗て朝鮮の圖書を受けしもの、親しく來れる時及び誠心歸服せる宗氏の家臣井太郎の如きは宗氏の文引なきもこれを接待すること、

とあるもの是なり。此著圖書の種類は待遇の等級を示す。例せば二著圖書々契を有するものには十日間の過海糧を給し、一著圖書を有せるものには三四日若しは五六日間の過海糧を給せるが如し。宗氏は經濟上自給の困難なりし爲め、朝鮮の供給を仰いで其財計を立つるを得策とせり。特に九

州の地を失へる後を然りとす。而して朝鮮の最も憂へしところは倭寇の侵入なり、世宗は嘗て宗氏に給すべき米豆の數額を議するに當りて、彼若感予賜米、不擾邊境、則雖糜給千石猶可支也といへることあり。宗氏にして對馬は勿論、其他の地方よりする海賊をも禁遏するを得ば、朝鮮の歡心を買うて、其得るところおのづから大なるべし。

これ其島民を戒めて朝鮮の邊境を侵さざらしめんとせる所以なり。然るに對馬は地勢上、我朝鮮渡航の門戸に當り居るのみならず、當時我海賊の朝鮮に赴かんとするものは必ず此地に於て薪水を積むを要したれば對馬はおのづから我海賊の集合地點となり居れり。大内氏にして令を赤間關に下して其西出を禁じ、宗氏にして又令を島民に下して其水を汲むを許さざりしならんには我海賊の朝鮮に來るを得ずとは朴瑞生の復命に見ゆるが如く、

又對馬、壹岐を優遇せば倭寇順服すべしとは姜勸善の復命に見ゆるが如し。宗氏は實に朝鮮海峽の制海權を握り、是等海賊の死命を制せるものなり。朝鮮も此頃は漸く這般の事情を看取して、大に宗氏を利用し、禁賊の目的を達せんと圖るに至り、さてこそ文引に關する特權の伸張を許すことゝはなりしなれ。

次に開港地としては、もとより朝鮮の指定せるものなかりしが、邦人の慶尙道に來れるは、多く富山浦に集り、中には我「遊女」さへ交りて、殷賑の狀を呈せり。然るに太宗の十八年（我應永二十五年）三月彼等が故らに淹留して虚實を覘ふとの嫌疑の下に、左道の鹽浦と右道の加背梁とに各倭館を置き、富山浦に居留（恒居）せるものをば此兩地に分置することゝなせり。されど世宗に至りては我商船の爲めに乃而浦と富山浦とを許せるのみ

なりしかば、八年(我應永二十三年)貞盛は慶尙道内の各浦に於て任意に互市を許さんことを求め、朝鮮は兩浦の外新に蔚山鹽浦を許し、同時に三浦以外に來泊するものは所在の鎮守をして臨機逮捕せしむることとせり。

次に對馬人の朝鮮近海に於ける漁業も初めは一定の場所を指定することなく、朝鮮近海到る處に往來するを得たりしも、戰後これを禁じたりしは言ふ迄もなからん。然るに宗氏の懇請に依り特に慶尙道富山浦、乃而浦に於て漁釣するを許し、漁船の其地の海邊に到泊來往するを許さざりしが、

(世宗實錄十七年十月壬戌) 後更に鹽浦をも許せり。(世宗實錄二十一年十一月丙寅) 然るに對馬の島民は漁業に依つて生計を營むもの多く、毎年禁を犯して全羅道の南海なる孤草島に往て釣魚するもの四五十艘より多きは七八十艘にも及びしより

貞盛は朝鮮に向て屢其許可を求め、朝鮮は初めこれを拒絶し來りしも、世宗の二十三年(我嘉吉元年)十一月漸くこれを許して、釣魚定約の締結を見るに至れり。これに據れば漁船には兵器を蓄ふことを得ず、其船の大中小及び船員の數を明記せる宗氏の文引を受け、慶尙道巨濟島知世浦に於て改めて萬戸の文引を受け、釣魚を終へし後は復知世浦に至つて萬戸の文引を返納すると同時に、船税を納めて本國に歸るべし。これに反して、潛に兵器を賣し、他處に横行するものは勿論、宗氏の文引なきものも賊船に准じて逮捕せらるべし。

七

是等の特典は何れも宗氏に有利なりしを疑はずと雖ども、これを戰前に比すれば、尙ほ抑制を受けたりしこといふ迄もなきのみならず、此後も亦益其壓迫を蒙りて各種の特權の解除せらるるもの

少からざりしなり。

先づ文引について考ふるに、從來宗氏の文引には人名員數等載せざりしを以て、商船の入港する時は豫め相通謀せる我居留民の夜に乗じて小船に乗り海中の小島に到りてこれに搭乘し、商人と

詐稱して留浦及び過海糧の支給を受くるが如き弊

を生じたりしかば、世宗十八年閏五月より文引には船の大中小、乗員の人名、員數を記入せしむることとし、二十一年四月には偽造の書契を費し來るものあるを以て、昨今兩年間に宗氏の給せる書契の度數、及び人名を届出でしめ、其他冒名して文引を受けしものゝ如きも、これを摘發する毎に宗氏をして相當の處分をなさしめたり。

宗氏の使送船の乗員についても、もと制限なくりし爲め、一船に多きは九十人を載せ、中には婦人、小兒さへ交ふるに至りしかば、世宗の二十年

(我永享十年)二月自後中船には二十人、小船には十五人を定額となし、定額外には給糧を許さざることとし、二十一年(我永享十一年)五月更に大船には四十人、中船には三十人、小船には二十人を定額となすことに改めたり。

我渡鮮者に給する過海糧の如きも從來は緩遠の方針より實際の日程に比して著しく超過せること例せば富山浦より二日程なる宗氏に對して、十日の糧を給し十五日程なる島津氏に對して九十日の糧を給し來りしが如し。世宗二十年(我永享十年)八月給糧の額の多きに過ぐるを以て、改めてこれを査定し、例せば島津氏の如きは三十日の糧を給することとせり。但宗氏のみ舊に仍つて改めざりしは、其特殊なる任務を重んじたるものとして當然の事なるべし。

開港場たる三浦の居留民は殆ど對馬の島民なれ

ば宗氏はこれを三浦に限るを不便となし、十五年（我永享五年）二月貞盛更に加背梁、仇羅梁、豆毛浦、西生浦の開港を求めたるも拒絶せられたり。此三港は時に依つて盛衰ありしが、朝鮮は警備上宗氏使送船の一所に偏するを避けて、三港に逐次平均に分泊せしめ、これに違ふものは接待せざるごとくせり。而して商人の貿易の爲め久しく滞留して歸らざるに於ては宗氏は税源を失ひ、朝鮮は疑懼の念を生じ、彼我の共に好まざりしところ、且つ三港の中乃而浦と鹽浦とは貞盛の請に依りて邦人の居留を許せるも、富山浦にはもと居留民なく、宗氏の書契にも載せざるより、世宗の十七年（我永享七年）九月朝鮮は貞盛に向つて貿易終れる後は速に歸國せしめ、若し永く留まらんものは本國の民と同じく納税の義務を負はしむべきを告げたり。貞盛はこれを諾し、只其六十名のみ姑く居留を許さんことを求めたりしより翌年三月乃而浦の二百五十三人、鹽浦の九十六人、富山浦の二十九人を本國に送還し、貞盛の申請せる六十人の外留らんことを請へる二百六人の在留を許可せり。朝鮮通史が己亥の役を叙したる後、「對馬との交際は是に於て一時阻絶せしと雖も、世宗は悉く日本人を攘斥せんとするにも非ず、その三浦に住せんことを願ふ者數名は之を許したれば、年を逐ふてその數益々増加せしを以て、十八年には六十名を留ることくせり」といへるは余輩其甚しく事體に扞格せるを認む。而かも此六十名は後に至るも尙ほ歸國せざりしより、朝鮮は人を遣して伴歸らんことを宗氏に求めたりしが、既に過海、留浦の糧を受けたる後、貿易の爲めに淹留するも、自給せんには公私其弊害なきを以て、其歸國を促すを止め、懷綏の意を示すべしとの議もありて此事勵

行せられしとは見えず。

然るに宗氏の送るべき船舶には其制限なかりしより、宗氏が大内氏の壓迫を受けて其勢の盛りし後は専ら朝鮮の供給を仰ぎ、一月の内に遣す使人數千人の多きに達し、商人の一行二三百駄の貨物を賣して上京し京師往復の護送・供億・輸送の爲めに少からざる失費を要し沿道の人民を勞せるのみならず、商品は公處の貿易終れる後更に私貿易をなす爲め永く京中に淹留し、其弊殆ど堪へ難からんとす。これ世宗二十五年所謂癸亥定約の締結ありし所以なり。

此定約の全文は今傳はらず。通文館志^{五、交隣上、}舊定に據れば宗氏は歲遣船五十隻を約し、^{接待日本人}此他若し已むを得ずして報告するところあれば別に特送と稱して遣すことを得、朝鮮は又宗氏に向つて毎年米豆二百石を給するを約せるなり。宗氏の記録中

例せば宗氏世系私記には此外諸州牧主、對州宗族家臣或有歲遣一船者、或有一二船者、諸州歲船必受對州文引、若無宗氏文引、則朝鮮不接待之、と見わたるが、是等は何れも朝鮮の史料には載せられず、且つ我使送人の朝鮮に往くに、宗氏の文引を要すること、なれるは、是れより先き、世宗の二十年に於て既に宗氏と協定せられしことにして、是時の定約に混ざるを非となすの論もこれなきにあらず。(史學雜誌第二十六編第九號掲載、正統癸亥約條に就て)然れば所謂歲賜米豆二百石は如何、これ亦既に世宗の十年に定まれる事ならずや。宗氏の宗族、家臣中一二船を朝鮮に派遣せることも亦既定の事實なり。然るに歲遣船といひ、特送船といひ、何れも宗氏の文引を要すべく、これを定約に掲ぐるは寧ろ有勝の事たり、縦ひ其既定事實なるにもせよ、これを新定約中に載せ得られざ

るの理あらんや。宗氏の記録は後世の編纂に係る
ごはいへ、余輩は未だこれを否認すべき有力なる
理由を見出さざるなり。

思ふに日鮮両方面の傳ふるところは何れも癸亥
定約の一部に過ぎざるべし。端宗實錄三年四月壬
午の條に、對馬島敬差官僉知中樞院事元孝然の復
命中、彼れが宗成職に王旨を傳へし語を載せたる
が、其中朝鮮が對馬を撫恤せることを叙して、緣
此往來絡繹、歲在壬戌、使船多至百餘艘、勢將難
支、歲癸亥、我先王以永遠相好之意、量一歲支持
之力、與先島主約以歲不過五十艘、其坐船人數亦
皆約定といへり。所謂坐船人數は大船に四十人、
中船に三十人、小船に二十人を指すものなるが、此
事の定約に見わたる由は彼我の記録に載せざること
ころなり。又是より少しく以前に全羅道觀察使崔
浣が文引を有して兵器を持せざりし對馬の漁民を

捕殺せしことより、朝鮮は宗氏の詰問に遭うて、
其回答に窮し、世宗も將來此くの如き失態を再び
せざらしめんが爲め更に新法を立てんとせる頃な
れば、宗氏との交渉も或は此事に及びしかと思は
るゝに、これに關する何等の記載なきは亦漏れた
るにあらざるか。そは兎に角、宗氏の歲遣船の限
定が癸亥定約の主要部を占めたるべきは余輩の學
まざるころなり。只これについて從來我國の學
者中或は世宗の征討の爲め、一時實際の阻絶せし
後を受けて、媾和の得策なるを悟り、通信使^(孝)卞仲
文、書狀官申叔舟を遣し、又李藝を遣して貞盛と
通交條約を定めたるものなりと解し、これを以て
、日鮮間最初の條約となすものあるも、(朝鮮近世
史、朝鮮通史) 其實にあらざるはもとより論な
し。又此定約が高麗末期以來日鮮關係の親厚を加
へたるを世宗の時更に一步を進めて李藝を對馬に

遣し、和交の提議をなさしめ、多大の利益を與へしものなりと解するに至つてはこれ倭寇の侵害已

利害、何不專一島之權、堅兩國之好、島主黙然、遂定船額、

亥役の影響等を藐視し、定約の精神を遠かるものなり。(日鮮關係よりの對州關係、倭寇に就て)若し果して此定約が宗氏に全利益を提供せるものならんには宗氏は一議に及ばず、朝鮮の提議に同意を與へて然るべきに、事實はこれに反して、初めはこれを肯んせざりしなり。文忠公行狀を按ずるに、申叔舟が癸亥の冬○春副司となり日本通信使書狀官として派遣せられしことを叙したる後、

と記せり。貞盛の此交渉を受けて、遂巡決せざるを本書には群下に誑られたりといへど、そは必ずしも當らず。船額若し定らば、權島主に歸し、定らずば、島主に頼らずしてみづから行くべしといふも、朝鮮に赴くもの、大多數が宗氏の文引を要せるは既定の條約に依つて保障せられ、癸亥の前年(壬戌)には宗氏の使船の朝鮮に渡航せるもの多きは百餘艘に至りて、迨の朝鮮も支へ難きを覺しこと定約締結の近因となり、其結果、朝鮮の財力が一年間に支持し得るを限度として、歳送船の額を制限すること、はなしたりしなり。特送船の制ありといふも、そは緊急已むを得ざる場合を條件とするものにして、許否の權は朝鮮にありとせば、これを定約の締結以前に比して宗氏の掣肘を

毎週關防主帥交際之間、周旋應變、出人意表、回到對馬島時、我國約定歲送船額數、島主爲群下所誑、不肯定約、公聞之、請見島主曰、此行人人所知、然係于本國事、竊謂島主惑焉、船額若定、權歸島主、利薄於下、衆所不悅、船額不定、人自可行、何賴島主、此愚者皆知

受くること、なるは自明の理ならずや。申叔舟の説くところは稍詭辯に近しと謂ふべし。貞盛は何を以てこれを諾せしや。

癸亥定約の締結せられし事につきて我史料中、宗氏世系私記の如きは、嘉吉三年四月朝鮮使來對州、同月送之攝州兵庫浦、禮曹且副書貞盛、請諸州各爲歲船之約、と見えて當時我幕府に使せる日本通信使卞孝文の一行の其使命を帯びたる如くに記し、朝鮮通交大紀の如きは對馬の海賊明を犯して、其邊將の爲めに捕へられ、餘賊遁れて本國に還りしかば、嘉吉三年、世宗李藝を遣して此事を貞盛に諭し、に、貞盛賊十三名を捕へて李藝に附し、これを機として歲送船の約成れりと記せり。卞孝文は日本通信使として、李藝は對馬島體察使として並に前後對馬に來りしは事實なるより、朝鮮通史の著者は此定約の締結を兩使に係けたりしが、

此他或は専ら李藝の事とするあり、(日韓關係よりの對州研究、倭寇に就て)或は卞孝文の事として、濟州倭寇事件と全く沒交渉なりとするあり。

(正統癸亥約條に就て)今試みに其當否を批判せん、日本通信使僉知中樞院事卞孝文副使上護軍尹仁甫の王宮を辭せしは世宗二十五年二月(丁未)の事にして、其歸りて慶尙道玉浦に至りしは十月(甲午)なり。文忠公行狀の癸亥冬とせるは誤なるも、(歸國の時と混じて誤れるか)自發國境、暨于還國。凡九箇月、前此通信使之行、未有若此之完且速者、其間侯察雲物、占度風變、雖老於海路者莫能及也、といひて往復に凡そ九箇月を要せしことをいへるは事實なり。世宗實錄廿六年(我文安元年)閏七月己亥禮曹の貞盛に贈れる書中、歲癸亥春、約以五十隻爲定額といへるに據れば、其締結は廿五年の春とせざるべからず。(宗氏世系私記

の四月は日本通信使の對馬に來りし時にして、必ずしも條約締結の時とすべからず、然るに二月に發せしもの、四月に對馬に來れりとは遲緩に過ぐれば、春とするを可とせん。然れども文忠公行狀に據れば、定約の締結は通信使一行の京都の使命を終へて對馬に回到せし時にして、九月、十月の際とすべし。思ふに歲遣船の制限は宗氏に取りて可なり重大なる問題なりしより通信使は往路に對馬を過ぎりし時、禮曹の貞盛に致せる書を交付すると共に、これを提出して熟考を求め、(實錄はこれを定約締結の時とせり) 歸還の日これが確答を約して前進せるものならんか、然るに六月に至りて、對馬、壹岐の島民が明を侵せる歸るさ、濟州官船に遭うて殺掠を行へる事件突發せり。李藝がこれに關して宗氏の詰問、人民の刷還を得べき使命を帯びて王京を辭せしは七月にして、歸りて慶尙道

善山府に至りしは十一月なり。此事件は宗氏の朝鮮に對して慙謝に堪へざりしところなれば、賊を捕へて李藝に引渡し、又家臣に命じて護送せしむる等、一意謝意を表するの外なかりしなり。通信使一行の對馬に歸着せしは李藝の宗氏交渉の爲め滞在中なるを思へば、貞盛が自家の利害を顧慮して尙ほ躊躇しつゝ、ありし條約の締結については申叔舟の外、對馬通たる李藝の居中斡旋せしことも有勝の事なり。況んや彼濟州事件の此機會に利用すべきものありしに於てをや。余輩は條約の當面の締結者は卞孝文なりと信ずると同時に、李藝をも無關係者なりとは考へず、端宗實錄三年(我康正元年) 四月對馬島敬差官僉知中樞院事元孝然の復命に、宗盛直の言として、在前僉知李藝上將尹仁甫往來時、雖約定五十隻、凡使送船無間數之内外、皆許接待、自藝等死(世宗二十七年二月死す)始分

數内外云々であるは強ちに李藝を以て孝文の誤とすべからず。而して余輩は又彼濟州事件が宗氏の讓歩に對して間接の影響を與へしものなるを認めんとす。

或は宗氏が翌年早くも數外船を遣し、ことありとて、定約の勵行を疑ひ、其効果を輕視せんとするものあり。（正統癸亥約條に就て）されどこは朝鮮に於ても對馬の飢饉の爲め己むを得ずと認めて許納せられしものにて、これと同時に朝鮮は自後に定約の如くし、加送するなからんことを貞盛に告げたり。而して二十七年（我文安二年）五月、貞盛が使を遣して船數を二十隻に増さんことを求めしも、朝鮮はこれを拒絶せしが、當時禮曹の世宗の旨を承けて貞盛に送りし書には次の文あり、

所諭船數國家酌量永遠支持之宜、一歲船數已定五十、足下亦依此數行之有年、况足下先父

歲送船不過一二、所乘者止五六人、曾定船數已多、不宜更請、

これ宗氏の定約履行の事實を語るものなり。宗氏が端宗の時、朝鮮と三著圖書特送人と朝鮮の護軍職を受けしものとの五十隻の數内たるも數外たるを力争せるは亦定約に忠實なりしを證す。余輩は一二の事實を楯として定約の意義を没却せんとするものに與する能はず。

而かも朝鮮は此定約に止めずして、自後更にこれを改訂し、宗氏の利益を削減するに力めたり。定約締結の翌年（二十六年）閏七月沿道の疲弊を口實として、五十隻の中三十隻は京師に到り館待せしむるも、其餘の二十隻は上京せずして、三浦に留り互市せしめ、乗船の口糧を給すべきものも、支持の繼ぎ難きを唱へて定員より五人を減せんとし、從來定數なかりし留浦人の給料及び過海糧を

も限定せんとせるを始め、(少くとも定員の改正は行はれざりしが如し)二十七年六月には幕府及び大内氏使送船以外の我商船の定員(口糧の支給を受くべき資格あるもの)の定数なかりしを宗氏の例に准じて大船四十人、中船三十人、小船二十人となし、世祖の元年(我康正元年)には我九州に於ける大小名等の宗氏の文引を持して朝鮮に往來するもの一年に多きは十餘回に及ぶものありて、驛路凋弊し館待も繼ぎ難げればとて、各處の使船に文引を給すること一年一兩度を過ぐることなからしめ、同八年には三浦の居留民の大半を本國に刷送せしめんとせし等此種の新制は世を逐うて益多く、一々枚擧に遑あらざるなり。

八

朝鮮が此くの如く制限的方針に傾きしは一は其聲明せざるが如く、財計昔日の如く豊かならず、

且つ人民の凋弊を來たせるにも依りしならんが、一は其軍備の充實に依ること多しと謂はざるべからず。開港地たる三浦の附近は特に其警戒を嚴にし、地方官には武人を採用せり。即ち其附近一帯邑城あり、縣城あり、烟臺あり、鎮あり、水師營あり、海上には常に兵船を浮べて防戍をさく懈ることなく、其兵船には追倭船の三字を刻し、(後邦人に憚りて別快船と改む)屢々兵を練りて威武を示したり。當時彼等の射を習はすに草を束ねて倭像となし、賞を懸けてこれを射せしむるの方法を取りしに、其倭偶對馬に漂着して宗茂直の抗議を受けしも笑止なり。されば開港地はさながら軍隊の包圍中にありしと謂ふべし。斯くて初めは我歡心を結ぶに汲々たりしものも倭寇の侵害漸く其跡を潜めてより邦人の興みし易きを覺ね、從來殆ど無制限に濫授せる許多の特典を逐次遞奪して

寧ろ其出で去るに任せんとす。庚午の變は異竟多年の抑壓に對する邦人不平の爆發なり。而かもこれ宗氏を驅つて層一層窮地に陥らしむるものたりしは壬申定約が癸亥のそれよりも宗氏に對して更に制限的なりしことこれを證す。

要するに朝鮮の所謂己亥の東征は其敗績に歸したりとは雖ども、これを機として朝鮮は高麗以來の專守防禦の禦寇の効薄きを悟りて、進んで攻撃的防禦を執るに決したり。當時朝鮮は新に高麗に代つて、何程か興國的元氣の漲れるものありしかば、海に陸に有効なる軍事的施設を完成して、略倭寇を屏息せしめたり。此實力を基礎とせる積極的外交の著々として奏効せるは決して偶然にあらず。倭寇の關鍵を握れる宗氏も大内氏の壓迫を蒙りて、國勢日に蹙り、朝鮮の好意を失ふの自家の死活問題たるを最も深刻に自覺して著しく柔順と

なり、其天然の形勝を利用して我海賊を抑制し、朝鮮の邊境を侵すことなからしめたり。而かも朝鮮が稱して、綏撫といひ、懷綏といふも、決して普通の懷柔の意味にあらずして宗氏の弱點に乗せる消極的制限的懷柔なり。斯くて朝鮮の攻撃的防禦と制限的懷柔と宗氏の朝鮮に於ける倭寇の抑制とはこゝに倭寇滅退の事實を生むに至れるなり。或は朝鮮に於ける倭寇の勢力がこれより去つて明の邊境に向へりとの觀測なきにあらず。然りと雖ども當時の倭寇が半商半賊たりしは前に述べたり。朝鮮に於て商たりしも、明に於いて賊たりしも、必ずしも皆別人となすべからず。唯明の北部を侵すものは對馬方面よりし、南部を侵すものは五島方面よりし、壹岐、對馬島民の侵入おのづから北部地方に繁くして、南部地方に薄かりしのみ。朝鮮を侵すを禁せし宗氏も島民の明を攻むるは必

すしも咎めず。朝鮮に對してすら殆んど公然の秘密たりき。只朝鮮は日本と私交を通じつゝあることの宗主國たる明に知られ若くは倭寇討伐の命下るに至らんことを恐れて一々は其情報を上つらざりしなり。而かも世宗の元年倭寇の遼東を侵して望海塢に敗績してより、其遼東を窺はざること二十年に及べりといへば少くとも此期間邦人は寧ろ多く使人、興利人として朝鮮に赴けるならん。縦ひ其後に於て我邊民の明を侵せることあるを見るも、果して先きに朝鮮を侵しゝものと同一人なりや否や、將た使人として、興利人として朝鮮に赴きつゝありしものと別人なりや否やをも確めずして、唯永樂以前に於ける朝鮮倭寇の對照に止め、往日朝鮮に侵入せしものが去つて明に向へりと斷ずるは早計なり。況んや其原因を以て單に朝鮮水軍の功に歸するに於てをや。

叢 說

坂下事變の研究

井野邊茂雄

目 次

- 一 緒言……二 事變の遠因……三 丙辰丸の盟約……四 丙辰丸盟約前後に於ける水藩の形勢……五 水戸宇都宮兩藩志士の連盟……六 水戸宇都宮兩藩志士の實地計畫……七 結論

一 緒 言

坂下事變の起因は由來詳かならず、既刊の諸書全く之を説くものなかりしが、近時毛利公爵家の依囑によりて末松子爵の編纂せる防長回天史徳川侯爵家の編纂せる水戸藩史料が前後世に出づるに及び、丙辰丸盟約の顛末を載せ、はじめて長州・水戸兩藩士の計畫に基く事を闡明したり。然れど